

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	弁護士 廣田 雄一郎
【住所又は本店所在地】	大阪府大阪市北区角田町8番1号 梅田阪急ビルオフィスタワー 弁護士法人西村あさひ法律事務所大阪事務所
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成30年10月24日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

## 【発行者に関する事項】

発行者の名称	象印マホービン株式会社
証券コード	7965
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所(第一部)

## 【提出者に関する事項】

## 1【提出者(大量保有者)/1】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	グレート・フォーチュン・インターナショナル・ディベロップメント・リミテッド(Great Fortune International Development Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1205、ウェスト・ベイ・ロード 802、ハイビスカス・ウェイ、グランド・パビリオン、私書箱31119(P.O. Box 31119, Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 東條 桜子
電話番号	03-6250-6200

## 2【提出者(大量保有者)/2】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	エース・フロンティア・リミテッド(Ace Frontier Limited)
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、グランド・ケイマン KY1-1205、ウェスト・ベイ・ロード 802、ハイビスカス・ウェイ、グランド・パビリオン、私書箱31119(P.O. Box 31119, Grand Pavilion, Hibiscus Way, 802 West Bay Road, Grand Cayman, KY1-1205, Cayman Islands)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区大手町一丁目1番2号 大手門タワー 西村あさひ法律事務所 弁護士 東條 桜子
電話番号	03-6250-6200

## 【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.1
訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年10月11日
訂正箇所	第2[提出者に関する事項] 2[提出者(大量保有者)/2] (5)[当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況]

(訂正前)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年10月2日	普通株式	165,000	0.23	市場内	取得	
平成30年10月10日	普通株式	200,000	0.28	市場内	取得	

(訂正後)

## 第2【提出者に関する事項】

## 2【提出者(大量保有者)/2】

(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
平成30年10月2日	普通株式	165,000	0.23	市場内	取得	
平成30年10月11日	普通株式	200,000	0.28	市場内	取得	